

# 令和3年度 流山市障害者活躍推進計画実施報告

## 令和3年度における本市の状況

### 1. 本市における障害者の法定雇用率

年度	令和3年	【参考】 令和2年
法定雇用率	2.6%	2.5%
本市法定雇用率	2.13%	2.42%
対象職員数(※1)	1235.0人	1216.5人
対象障害者数(※2)	25.0人	28.0人
必要雇用人数	30.0人	28.0人
不足人数	5人	0人

※1:法定雇用率における職員数は、その勤務時間等によりハーフカウントしているため、実人数と相違が生じています。

※2:法定雇用率における障害者数は、その割合によりダブルカウント（ハーフカウント）しているため、実人数と相違が生じています。

令和3年度の法定雇用率自体は法定雇用率の上昇、障害者である職員の離職等の要因により、法定雇用率が未達成となり、雇用率達成に必要な雇用人数が5人不足しています。

### 2. 職員のうち常勤の者における障害者の状況

各年度の4月1日時点の状況

年度	令和3年	【参考】 令和2年
障害者数(※3)	11人	12人
主な配属先	総務部、財政部、健康福祉部、流山市教育委員会、 消防部局 他	
【参考】職員数	1,117人	1,102人

※3:職員数は全ての機関の合計であり、障害者数は、計画策定主体となる任命権者が任命している機関における身体・精神・知的障害者の合計となります。

### 3. 職員のうち非常勤の者における障害者の状況

各年度の6月1日時点の状況

年度	令和3年	【参考】 令和2年
障害者数(※4)	13人	14人
主な配属先	総務部、健康福祉部、子ども家庭部 他	
【参考】会計年度任用職員 及び 再任用短時間職員数(※4)	1,129人	1,076人

※4:会計年度任用職員及び再任用短時間職員数は全ての機関の合計であり、障害者数は、計画策定主体となる任命権者が任命している機関における身体・精神・知的障害者の合計となります。

### 4. 障害者である職員の離職

○離職状況(常勤である職員のみ。)

令和4年3月31日時点の状況

勤続年数	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
対象職員数	0人	1人	1人	10人
うち離職人数	0人	0人	0人	1人

令和3年度は本市の常勤である職員においては、中途障害者となった職員1人を含めて、勤続年数が5年以上である障害者が11人おり、離職者は1人となります。

### 5. 採用試験における障害者の応募状況等(※5)

応募者における 障害者の割合	0%
合格者における 障害者の割合	0%

また、令和3年度においては、障害者に特化した採用試験を実施しました。実施状況は下表のとおりです。

応募者数(※6)	10名
合格者数(※6)	2名

※5:令和3年度に行われた採用試験(障害者に特化した採用試験及び任期付職員等の採用試験は除く。)に関するもので、職種等問わずに算出しています。

※6:障害者に特化した採用試験における総数となります。

## 各任命権者における目標の達成状況等

### 1. 障害者の採用に関する目標

○市長部局、流山市教育委員会

目 標	計画期間内において、各年度法定雇用率以上を達成する。
評 価	法定雇用率及び必要雇用人数が未達成となりました。 これを受け、令和4年度より計画の見直しを実施します。

○流山市議会事務局、流山市選挙管理委員会事務局、流山市監査委員事務局、流山市農業委員会事務局、流山市消防本部

目 標	非常勤職員を要する場合等に、積極的に障害者の雇用を目指す。
評 価	継続して非常勤職員の募集・任用を行っていきます。

### 2. 障害者の定着に関する目標

○市長部局、流山市教育委員会、流山市議会事務局、流山市選挙管理委員会事務局、流山市監査委員事務局、流山市農業委員会事務局、流山市消防本部

目 標	不本意である離職者を生じさせない。
評 価	令和3年度において、離職者は生じていますが、不本意である離職者は生じさせていません。

### 3. キャリア形成に係る目標

○市長部局、流山市教育委員会、流山市議会事務局、流山市選挙管理委員会事務局、流山市監査委員事務局、流山市農業委員会事務局、流山市消防本部

目 標	新たな職域の開拓等、活躍できる場の整備をする。
評 価	引き続き、各業務の見直し等により、活躍できる場の整備を行いつつ、障害者である職員からの意見を吸い上げ、所属及び人事担当課において、職域の開拓や活躍できる環境整備に繋がるように反映していきます。

## 具体的な取組の状況

### 1. 障害者の活躍を推進する体制整備

計画に定めた障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員をそれぞれ選任し、計画遂行に努めています。

また、流山市障害者雇用推進チームにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、必要最低限となる人数で結成しました。

### 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

令和3年度に障害者に特化した採用試験を実施しました。

また、全ての採用試験において、障害者の採用に際して、募集時等に不当な取扱いを行いませんでした。

### 3. 障害者が活躍を推進するための環境整備・人事管理

各部局において、合理的な配慮を行うと共に、障害者に対する理解を深め、人事評価等においても、不当な取扱いを行いませんでした。

## 障害者活躍推進計画の見直し

計画を実施していく中で、社会情勢の変化等から、当初の計画とは状況が異なることとなりました。

特に令和3年の法定雇用率の改定に伴う法定雇用率未達成及び本市の障害者雇用・活躍推進の環境が変化したことを受け、計画を見直し令和4年4月1日から実施します。